

社会福祉法人

希 望

居宅介護支援事業所 こもれび

契 約 書

(居 宅)

事務所

神奈川県相模原市南区大野台4丁目4番36号

居宅介護支援契約書

居宅介護支援事業所こもれび

第1条(居宅介護支援の目的)

事業者は介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切にできるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定（以下、「要介護認定等」といいます）の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の10日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、本契約は同じ条件で自動更新されるものとします。

第3条(居宅介護支援の担当者)

- 1 事業者は、居宅介護支援の担当者(以下「担当者」という。)として居宅介護支援専門員である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。
- 2 事業者は担当者を選任し、又は変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに事業者側の事情により変更する場合にはあらかじめ利用者と協議します。
- 3 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するとともに、必要な対応を講じます。

第4条(居宅サービス計画の作成等)

- 1 事業者は利用者、家族の希望や心身の状態等を勘案し、居宅サービス計画（ケアプラン）の原案を作成します。
- 2 事業者は、利用者に対して一か月に一回以上訪問し、居宅サービス計画(ケアプラン)の確認、調整を行い状況把握を行います。

第5条(経過観察・再評価)

- 1 事業者は居宅サービス計画作成後、その実施状況の把握のため利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行います。
- 2 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条(居宅サービスの変更等)

- 1 事業者は利用者が居宅サービス計画(ケアプラン)の変更を希望する場合には、速やかに居宅サービス計画(ケアプラン)を変更するとともに、これに基づき居宅サービスが円滑に提供されるようサービス業者への連絡調整等を行います。
- 2 事業者は、利用者が居宅サービス計画(ケアプラン)の範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には速やかにサービス業者への連絡調整を行います。

第7条(施設入所への支援)

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第8条(給付管理)

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、神奈川県国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条(要介護認定等の申請に係る援助)

- 1 事業者は、利用者が要介護認定等の更新の申請および状態の変化に伴う区分変更を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を代行します。

第10条(サービス提供の記録等)

- 1 事業者は、一定期間毎に居宅サービス計画(ケアプラン)に記載したサービス提供の目標等の達成状況等を評価し、その結果を「支援経過報告書」等の書面に記載して、利用者へ説明のうえ提出します。
- 2 事業者は、「支援経過報告書」等の記録を作成完了後5年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧致します。

第11条(利用者の解約権)

利用者は、事業者に対しいつでも10日以上の予告期間をもって、この契約を解除することが出来ます。

第12条(事業者の解除権)

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合はその理由を記載した文書により、この契約を解除することが出来ます。

第 13 条(契約の終了)

1 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 第 2 条の規定により事前に更新の合意が成されないまま契約の有効期間が満了したとき。
- 二 第 11 条の規定により利用者から解約の意思表示が成され、かつ予告期間が満了したとき。
- 三 第 12 条で定める条件が満たされ、かつ事業者から契約解除の意思表示が成されたとき。
- 四 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき。
 - (一)利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院したとき。
 - (二)利用者が要介護認定を受けられなかったとき。
 - (三)利用者が死亡したとき。
 - (四)利用者に居宅介護支援を行う必要がなくなったとき

2 事業者は、契約の終了にあたり必要があると認められる場合は、利用者が指定する他の支援事業者等への関係記録(写し)の引継ぎ、介護保険外サービスの利用に係る市町村への連絡等の調整を行うものとします。

第 14 条(損害賠償)

- 1 事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。
- 2 前項の義務の履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。

第 15 条(秘密保持)

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人の情報については、利用者または、第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定に係らず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

第 16 条 (身分証携帯義務)

介護支援専門員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示をもとめられた時は、いつでも身分証を提示します。

第 17 条(苦情対応)

- 1 利用者は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合又は事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることが出来ます。
- 2 事業者は苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取り扱いをすることはありません。

第 18 条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって業務を遂行します。

第 19 条（本契約に定めのない事項）

- 1 この契約及び介護保険法その他の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者との協議により定めます。
- 2 この契約書は介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約が必要になります。

第 20 条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地の管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

この契約の締結を証するため、この契約書を2部作成し、利用者及び事業者が署名捺印の上その1部を保有します。

平成 年 月 日

[利用者] 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

[上記代理人(代理人を選任した場合)] 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

[立会人] 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務を負うものではありません。

[事業者]

☎252-0331

所在地 神奈川県相模原市南区4丁4番地36号

事業者名 社会福祉法人 希望

事業所 居宅介護支援事業所 こもれび

代表者名 理事長 石川 廣直 印